

ESG・サステナビリティポリシー

制定日:2021年9月10日
株式会社マーキュリアホールディングス
株式会社マーキュリアインベストメント

1. 基本方針

当社は、Cross Border、Global Reach、Undiscovered Common をメインコンセプトとし、様々な形態の投資活動による資金の有効な活用と循環を通じて、全てのステークホルダーの幸せの総量を増加させることを企業理念としています。

近年、ESG(環境・社会・ガバナンス)やSDGs(サステナビリティ達成のための諸目標)への取り組みが企業に対して求められていますが、当社も幅広いステークホルダーと信頼関係を構築し、ESG やサステナビリティも踏まえた中長期的視点に立って投資先企業の事業に寄り添い、事業の成長に貢献していく姿勢を何よりも重要と考えています。

2. 具体方針

(1) 対象

本方針は、原則として、当社の自己勘定又は当社が運営するファンドを通じ、当社が一定の支配権を有する投資先の企業やプロジェクト(以下、「投資先企業」という。)を対象とします。本方針の実施に関する責任は、当社の経営会議に属し、経営会議は、ESG・サステナビリティに関するチェックリストの運用や投資対象のモニタリングを行います。

(2) 投資対象からの除外

当社は、当社が定める腐敗防止やマネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関するポリシーを遵守するとともに、反社会的勢力や公序良俗に反する企業やプロジェクトへの投資は行いません。

(3) スクリーニング

投資にあたっては、投資先企業に対して、投資前に ESG・サステナビリティに関するチェックリストを活用してスクリーニングを実施します。必要が認められる場合には、詳細なデューデリジェンスを実施します。

(4) デューデリジエンス

スクリーニングの結果に基づき、投資先企業に対して、詳細なデューデリジエンスが必要と判断された場合、投資前にチェックリストを活用し、投資先企業の ESG・サステナビリティの課題を精査します。なお、詳細なデューデリジエンスにおいて、必要に応じて、外部専門家の活用を検討します。

(5) モニタリング

投資後は、投資先企業に対して定期的にチェックリストを活用してモニタリングを実施するとともに、ESG・サステナビリティ関連の重大な問題を認識した場合には、投資先企業の取締役会への働きかけ等を通じ、改善を目指します。

(6) 投資家の皆様への報告

投資先企業の ESG・サステナビリティの管理状況に関しては、当社が必要と判断した場合、投資家の皆様へ報告します。

3. 付則

当該方針は、制定日以降に新規投資を行う投資先企業を対象にします。

以 上